

令和8年度徳島県立中央テクノスクール委託訓練事業概要

介護福祉士科37、同科38

I 全般的事項

1 委託訓練について

委託訓練は、職業能力開発促進法第15条の7第3項に基づき、職業能力の開発及び向上について適切と認められた施設（専門学校等）が、徳島県立中央テクノスクール（以下、「当テクノスクール」という。）に代わり実施する公共職業訓練です。

そのため、カリキュラムの内容はもちろんのこと、適切な施設・設備、事務処理及び就職支援体制を備えた施設に対して、訓練実施を委託するものです。また、訓練の目的は、あくまでも離職者等の早期の再就職促進であるため、単に知識・技能の指導を行うだけではなく、委託訓練生の再就職に向けた就職支援について、積極的な取り組みを行っていただくことが重要となっております。

2 委託業者の要件

委託業者については、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第1号の規定に基づく2年課程の介護福祉士養成施設を対象とします。

なお、具体的な設置・運営に際しては、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）並びに平成20年3月28日付け厚生労働省社援発第0328001号文書等に則った円滑な施設運営が可能であり、かつ、実施しようとする訓練コースの過去（直近2年）の就職率実績が80%以上であることを条件とします。

3 訓練時間

養成施設の授業時間を標準とします。

訓練初日の入校式及び訓練最終日の修了式は、養成施設と協議の上、当テクノスクールが主催します。

4 訓練期間における休日

訓練期間中における休日については、原則として各養成施設のカリキュラムに従うこととします。疑義については、当テクノスクールと協議してください。

5 職業訓練の実施に伴う業務

- (1) 訓練生の出欠席の管理及び指導
- (2) 訓練の指導記録の作成
- (3) 訓練生の受講、欠席、遅刻、早退、中途退校等に係る事務処理（※1）
- (4) 訓練生の各種手当、給付金の受給に係る事務処理
- (5) 訓練生の「求職者支援制度」職業訓練受講給付金の受講証明書の作成（※2）
- (6) 災害発生時の連絡
- (7) 訓練生に対する就職支援（キャリアコンサルティング（実施可能な場合）、職業相談、求人開拓、求人情報の提供、職業紹介（許可を受けている場合）の実施）
- (8) 訓練実施状況の把握及び報告
- (9) 訓練生の能力習得状況の把握及び報告
- (10) 訓練修了時における訓練生の就職内定、修了後の就職状況の把握及び報告
- (11) 定着状況の把握及び報告
- (12) 能力評価及び職業能力証明シートの作成

(13) その他訓練実施にあたり当テクノスクールが必要と認める事項

(※1) 遅刻、早退は欠課扱いとし、総訓練時間より差し引くものとします。

(※2) 「求職者支援制度における職業訓練受講給付金」については、受給対象者（訓練生）が訓練期間中、ハローワークが指定する日（訓練開始の1か月後から毎月1回、応答日の翌日から1週間以内の原則金曜日（カリキュラム上どうしても困難な場合は変更可））に、管轄ハローワークに来所し、定期的な職業相談を受けるとともに、給付金の支給申請を行うことになります。

ただし、訓練修了1か月前の指定来所日は、原則水曜日とします。

受給対象者は、訓練を休んでハローワークへ来所することになりますので、訓練カリキュラムの作成にあたっては、ハローワークが指定する来所日に訓練を休んだとしても、できるだけ支障が少ない訓練内容となるようご協力をお願いします。

また、ハローワークが指定する日に、受給対象者がハローワークへ持参する「職業訓練受講給付金支給申請書」の求職者支援訓練等受講証明欄については、受託業者において記載し、証明してください。

6 委託業者の実施する就職支援

委託業者は、訓練期間中及び修了後を通じて、訓練生の就職促進に努めることとしてください。

委託業者は、訓練修了日時点、3か月後時点の修了生の就職状況について、就職状況調査を実施の上、指定様式により当テクノスクール宛て報告してください。

調査方法は、訓練修了時に訓練生に報告様式を配布した上で、各調査時点での就職状況を委託業者宛て提出させてください。未回答者については、電話等による督促の上、提出させてください。委託業者は、訓練生からの報告様式を取りまとめた後、当テクノスクール宛てその原本を含めて報告してください。

7 委託業者の実施する定着支援

委託業者は、当該訓練コースを修了し、訓練修了後3か月以内に訓練に関連する職業に就職した者を対象に、以下の支援を行ってください。なお、訓練に関連する職業への就職であれば雇用形態を問わず就職支援の対象とします。

(1) 就業状況確認

就職後6か月間において、最低月に1回以上の頻度で修了就職者に就業状況を対面、電話又はメールなどによりヒアリングを行うこと。また、離職し求職中であることを把握した場合には、安定所の利用等を促すこと。なお、ヒアリングを行った場合には、就業状況ヒアリング記録管理簿を作成すること。

(2) フォローアップ

上記（1）により、受講した職業訓練において習得した知識・技能について、修了就職者が課題を抱えていることが認められた場合は、適切な助言又は必要に応じて補講などをを行うこと。なお、この場合の補講において、発生する費用はあらかじめ修了就職者の同意を得た上で自己負担として実施すること。

(3) 定着者数の把握及び報告

委託業者は、修了就職者が就職後6か月間（就職した日から起算して180日

間）継続して雇用されているかどうかを、修了就職者から就業状況報告書の提出により把握を行うとともに、当テクノスクールに対し当該把握結果を就業状況報告一覧表にまとめて訓練修了日の翌日から起算して290日以内に報告すること。なお、報告の際には就業状況報告書の写しを添付させること。

II 訓練内容等

1 実施事業及び訓練科

離職者等再就職訓練事業（2年訓練）長期高度人材育成コース
介護福祉士科37、介護福祉士科38

2 訓練実施地域

徳島市・鳴門市・小松島市・勝浦郡・佐那河内村・名西郡・板野郡

3 訓練定員及び時期等

訓練科名 介護福祉士科37

定員 37名

訓練期間 2年

訓練実施時期 令和8年4月～令和10年3月

総訓練時間 1,850時間以上とする。ただし、各施設が定める訓練時間を履修すること。

訓練科名 介護福祉士科38

定員 10名

訓練期間 2年

訓練実施時期 令和8年4月～令和10年3月

総訓練時間 1,850時間以上とする。ただし、各施設が定める訓練時間を履修すること。

なお、委託契約は単年度ごとの締結となります。総訓練時間の年度間の割り振りについては、カリキュラムで明示してください。

4 訓練内容

介護福祉士科の訓練においては、福祉施設等における高齢者、障害者等の福祉サービスに従事するための知識及び技能を習得し、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第1号の規定に基づく2年課程の養成カリキュラムを履修することにより、介護福祉士資格の取得を目的とした訓練を実施します。

また、就職支援の実施のため、訓練修了1か月前の原則水曜日午後に（どうしても困難な場合は、ハローワークと調整が必要）訓練生に対して、ハローワークに訪問し職業相談を受けさせるカリキュラムを作成してください。

5 訓練対象者

離職者を対象とした訓練であることから、次の全ての条件に該当する者を訓練対象者とします。

① 概ね55歳未満の者

（厚生労働省の指定する介護福祉士の養成課程を活用したコースを除く。）

- ② 有期労働契約などによる非正規雇用労働者など、就業経験において不安定就労の期間が長いことや、安定就労の経験が少ないとにより能力開発機会が乏しかった者又は出産・育児等により長期間離職していた女性等
(厚生労働省の指定する介護福祉士の養成課程を活用したコースを除く。)
- ③ 厚生労働省の指定する介護福祉士の養成課程を活用したコースにおいては、養成施設入所資格として、高等学校卒業資格を有する者
(高等学校卒業程度認定試験合格者を含む。)
- ④ 国家試験等高い知識及び技能を習得し正社員就職を希望する者
- ⑤ 当該訓練コースを修了し対象資格等を取得する明確な意思を有する者
- ⑥ ハローワークで求職申し込みを行った上で、職業相談において、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを受け、職業経験の棚卸し及び職業生活設計等の結果、当該訓練の受講が必要と認められる者

※イ) 受講者選考等の都合上、受講者数は訓練開始直前にならないと確定しないことがあります。また応募状況によっては、定員を下回ることがあります。

ロ) 訓練生の身分については、本来的に当テクノスクールの訓練生ですが、介護福祉士資格取得のため訓練生が養成施設を卒業する法的要請に基づき、当訓練科では特に養成施設の生徒たる身分を併せて有することとします。

III 委託業者の選定

1 委託業者選定方法

I-2に該当する業者のうち、令和8年度徳島県立中央テクノスクール委託訓練事業説明会に出席した業者を対象に、応募書類を提出していただき、プロポーザル方式による業者選定の上、委託業者を決定します。

2 令和8年度徳島県立中央テクノスクール委託訓練事業説明会

次のとおり事業説明会を実施します。事業説明会に出席する場合は、別添の申込み用紙に必要事項を記入の上、令和7年12月22日（月）正午までに徳島県立中央テクノスクール宛てファクシミリ又はメールにて提出すること。

- (1) 日 時 令和7年12月23日（火）午後2時から
- (2) 場 所 徳島県立中央テクノスクール 1階会議室

3 プレゼンテーションの実施について

徳島県立中央テクノスクール委託訓練委託業者選定委員会において、委員に対するプレゼンテーションを次のとおり実施します。

- (1) 日時 令和8年1月20日（火）
説明時間については、令和8年1月19日（月）までに連絡します。
- (2) 場所 徳島県立中央テクノスクール 1階会議室
- (3) 説明時間 概ね15分以内
- (4) 質疑応答時間 概ね10分以内
- (5) 各業者出席人数 3人以内
- (6) 注意事項
 - ①プレゼンテーションの内容については、IVの提出書類の補足説明を行うものとし、新たな提案を行うなど、提案の範囲を逸脱した説明は行わないこと。

- ②必要資料及び機器類等は、原則として、説明者において準備すること。ただし、スクリーン及びプロジェクター等が必要な場合は、当テクノスクールで用意します。
③プレゼンテーションは、当テクノスクールの指示で開始し、終了すること。

IV 提出書類等について

1 提出書類

- (1) 委託訓練受託申請書（様式1）
- (2) 実施施設の概要（様式2）
令和5年度及び令和6年度の就職者数と就職率を明記してください。
- (3) 委託訓練カリキュラム（様式3）
- (4) 委託訓練計画表（任意様式（様式4））
- (5) 実習巡回計画表（任意様式）
- (6) 学科担当者履歴及び年間講義時間数（任意様式（様式5））
- (7) 施設設備概要（様式6）
- (8) 使用教材一覧表（様式7）
- (9) 見積書（任意様式）
- (10) 法人登記簿謄本写し（提出日より6か月以内）
- (11) 介護福祉士養成施設2年課程の指定済みを証明する書類（写し）
- (12) 訓練校紹介パンフレット等
- (13) 施設案内図
- (14) サービスガイドライン研修修了証（写し）
- (15) 直近2年間の就職率の実績を明記した書類

（任意様式：令和5年度及び令和6年度の受講者数と就職者数、令和7年度の受講者数）

提出にあたっては、上記(1)から(15)を一括して提出してください。

正を1部、副を4部 書面で提出してください。

指定様式での提出が困難である場合は、事前に御相談ください。

2 提出期限・提出先

- (1) 提出期限 令和8年1月9日（金）午後4時（必着）
- (2) 提出先 徳島県立中央テクノスクール

3 委託決定時期

募集開始：令和8年1月下旬頃、最終決定：令和8年3月中旬頃

4 注意点

- (1) 提出者については、講座運営に対する責任を明確にするとともに、事業の継続性及び安定性を確保するために、原則として何らかの法人格を有する団体等が設置した機関の長からお願ひいたします。
- (2) 提案書の作成等に要する経費は、全て提出者の負担とします。
- (3) 受託見積額は、訓練生1人あたりの月額単価を設定し、
月額単価×訓練月数×訓練人員×1.1で積算したうえで、下記の予算額を超えないようにしてください。

5 予算額

訓練実施委託額

訓練実施経費委託単価 1人1月 90,000円以内
委託単価×12か月×訓練人員×1.1

注1：委託契約額は訓練生1人当たり単価方式で積算し、途中退校等が出た場合は、訓練実績に応じた支払額となります。

注2：訓練実施経費委託単価の設定にあたっては、当該委託先機関における通常の入学者の授業料等と比較し、実費の範囲内で設定してください。具体的には、通常の入学者が支払う入学料及び授業料等総額（2年間分）から、委託訓練において受講生本人が負担する額（テキスト代等）を除いた額を、24か月で割って算出した単価（以下、「通常の授業単価」という。）とし、見積書に＜見積書に記載する計算式＞を記載してください。

注3：委託訓練は、1人1月当たりの単価で契約することとしているため、委託単価に入学検定料は含めないこと。

＜見積書に記載する計算式＞

- ・ [（通常の入学者が支払う入学料及び授業料等の総額（2年間分））
-（委託訓練において受講生本人が負担する額）] ÷ 24か月 = 通常の授業単価
- ・ 委託単価×12か月×訓練人員×1.1

定着支援委託額

定着支援委託単価 1人当たり 50,000円
委託単価×訓練人員×1.1

(留意事項)

今回の委託業者募集手続きを行うに当たっては、徳島県議会において令和8年度当初予算が見込みどおり成立することを前提としております。このため、場合によっては事業の中止もあり得ますので、ご承知の上、ご応募ください。つまり、訓練科の実施は、当初予算可決後に正式決定することになります。

担当及び提出先

徳島県立中央テクノスクール

副校長 田村 和久

〒770-0865 徳島市南末広町23-64

電話 088-678-4690

ファクシミリ 088-678-4692

e-mail:chuuoutekunoschool@pref.tokushima.lg.jp